職員の業務負担の軽減に関する項目

栄養教諭については、義務標準法による定数を基礎として、配置している。

文部科学省では、平成31年度当初予算案において、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、1,456人の定数改善が計上され、栄養教諭等の配置充実が盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られるよう求めていく。

年度当初や年度中に予測できなかった欠員が生じた場合には、臨時的任用職員をもって充てているところ。

新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定している。

今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

栄養教諭の定数改善については、これまでも全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主管課長協議会などを通じて国に対し要望をしてきたところだが、これに加え、今年度は「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」にて大阪府からも栄養教諭を各校１名配置とするよう新たに要望を実施したところ。

また、加配措置を行っている学校に対しては、全ての学校ではないが学校訪問を行っており、その際にも校内体制の整備や、市町村教育委員会のサポート体制等について、必要に応じて指導・助言を行っている。

職員の業務負担の軽減に関する項目

栄養教職員の代替の確保については、今後とも引き続き、市町村教育委員会と連携してまいります。

職員の休暇制度に関する項目

特別休暇については、より府民の理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22年度から実施しているところであり、特別休暇の拡充や新設は困難。

職員の業務負担の軽減に関する項目

中学校給食については、学校の設置者である市町村が、それぞれの地域の実情にあわせて、実施形態や運営形態を決定し実施しているところ。

　給食の実施方法や安全面・衛生面の管理については、一義的には市町村において行うべきものと考えるが、必要に応じて府教育庁としても指導をしてまいりたいと考えている。

また、毎年度、中学校給食の指導内容の向上や、中学校給食の教育的意義について、各市町村教育委員会や中学校教職員などを集め研究協議を行い、中学校給食が普及・充実するよう努めているところ。

なお、施設設備の改善など学校給食の実施にかかるランニングコストについては、市町村において負担すべきものと考えている。

職員の業務負担の軽減及び職場環境の改善に関する項目

府立支援学校の学校給食については、児童生徒の障がいの状況に応じた段階食や、多様なメニューが提供できるよう、必要な調理時に集中的に人員を配置するなど、柔軟な体制で効果的・効率的な運営を行うことが必要と考えている。この考えのもと、学校給食の充実を図るため、民間の活力を導入することとし、調理業務の民間委託化を実施している。

また、安全安心な給食を提供するためには、給食調理場を衛生的に保つことが必要であり、緊急性の高いものから施設設備の改修に努めている。

今後とも、関係課との連携を図りながら、適切な施設改修に努めていきたいと考えている。

交野支援学校四条畷校の給食については、平成22年度の開校時から給食提供をするため、市立学校給食センターから提供を受けることとしたもの。

職員の業務負担の軽減に関する項目

食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、文部科学省からの通知を受け、平成26年３月に公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応を行うよう通知をしたところ。

また、平成27年３月には、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示され、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」や「学校におけるアレルギー疾患対応資料（ＤＶＤ）」などの送付があったことを受け、アレルギー疾患対応に活用するよう通知したところ。

なお、平成29年２月に策定した、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」を踏まえ、６月に実施した学校保健等担当指導主事等連絡会、学校給食・食に関する指導主管課長会議において、あらためて周知を図ったところ。

食物アレルギー対応については、今後とも研修等さまざまな機会を通じて周知していく。